

京業セン発03-24号事  
令和3年10月1日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

## 【重要】のりばの入構ルールについて

現在、京都タクシー業務センターで管理しているタクシーのりばは、多くが道路上や公共施設内に設置されているものです。最近、のりば等で入構を巡る運転者同士のトラブルや相談が当センターや自治体に多く寄せられていますので、改めて入構ルールの在り方についてまとめます。

- ① 底地の所有が民間企業であるような場合、**地権者が設定した入構ルールが大前提となります。**JR西日本が許可権限をもつ『JR京都駅北口』『JR二条駅』『JR嵯峨嵐山駅南口』、ホテルや寺社が設置するのりばがこれに当たります。法律や条例による定めを除き、原則として**業務センターが独自にルールを設定することはありません。**(地権者と協議して設定した入構自主規制やのりば設定は除きます)
- ② 道路上に設定したタクシーのりばは、ほとんどの場合、業務センターが規制除外申請を提出し、標柱の設置許可を取得していることから、業務センター会員が利用できるのりばです。適正な利用の為、京都市や当センターの指導員により指導が行われますが、入構台数や枠線の大きさは許可に附されているものであり、**勝手にこれを変更する事は許されません。**(例:入構台数は3台と明示されているが、余裕があるので4台目が入構する。)
- ③ 自治体が整備し、協定書により業務センターが管理運営するのりば『桂川/長岡京駅』や『京阪/JR宇治駅』などは、特段の理由がない限り、入構車両に附される条件はありません。「特定の会社は入構不可」や「常時待機する常連以外はお断り」などは差別的な取扱いにあたります。**原則、一般タクシーの許可を取得している営業区域内の車両であれば無条件で入構を認めるべきです。**
- ④ ただし、運用に伴うルール(例:「無線待機車両は特定レーンで待機」「のりば前は花畠のみが待機」「最終入構車両はハザードを点けて待機」など)は、**a.一定の合理性を持ち、b.概ねの構成員がこれを遵守しており、c.求めに応じて書面等で説明できるもの、d.公衆の利便を著しく阻害しないなどのルール**であれば外部が干渉するものではないと考えます。ただ、有志によるのりば清掃などに対する対価として、**金品を要求するような真似は絶対に許されません。**

各のりばの事情や成り立ちによって、様々なルール/決まりごとはあると思われますが、基本的な考えは上記であると認識してください。

## 北大路のりばでの喫煙について

利用者からVIVRE前のりばに関する苦情です。

同地のりばに待機する運転者が付近の歩道上で路上喫煙をしており迷惑されています。

現地には東行と西行ののりばが設置されていますが、いずれも路上喫煙は不可です。喫煙は定められた場所でお願いします。

以上